

令和6年2月2日

建設消防委員会

消防総務課
東消防署

職員の処分について

令和6年1月14日（日）に住居侵入罪の容疑で逮捕された消防職員の懲戒処分についてご報告いたします。

- 1 被処分者 浜松市東消防署 一般職員（消防士）たけむら こうたろう 竹村 巨太郎 25歳男性
- 2 処分年月日 令和6年2月1日（木）
- 3 処分内容 停職1箇月

4 事件概要

令和6年1月14日中央区和地山地内の一般住宅に侵入し寝ていたところ、起床した住人が発見し110番に通報、午前5時50分ごろ浜松中央警察署により住居侵入罪の容疑で逮捕された。消防局において事情聴取したところ、飲酒し記憶を無くし、施錠されていない見知らぬ住居に侵入したことを認めた。

5 処分理由

酩酊状態で他人の住居に侵入した行為は、全体の奉仕者としてあってはならない非違行為であり、市民の安全・安心を司る消防吏員としての信用を傷つけ社会的評価を低下毀損し、本市行政の信用を失墜させたため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により停職1箇月とするものです。

6 再発防止策

コンプライアンス（法令順守）研修、所属長による職員面談を実施するとともに、幹部職員による不祥事防止対策会議を開催し、不祥事を発生させないための取り組みを実施することで再発防止を徹底してまいります。